

官民競争入札等監理委員会
第312回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第312回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和6年6月17日（月）15:05～16:33

場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
3. 事業評価（案）について
4. 報告について
5. 「公共サービス改革基本方針（案）」について
6. 閉 会

<出席者>

（委 員）

浅羽委員長、古笛委員長代理、石川委員、石田委員、井上委員、小尾委員、関野委員、辻委員、中川委員、古尾谷委員、前田委員

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○浅羽委員長 皆様、お待たせいたしました。定刻を過ぎましたけれども、第312回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

初めに、昨年12月13日付で石上委員に替わりまして井上委員が御就任されております。御就任後、初めての会議形式での委員会となりますので、井上委員より一言御挨拶をお願いしたいと思います。

井上委員、どうぞよろしくお願いたします。

○井上委員 ありがとうございます。今御紹介いただきました、連合副事務局長の井上と申します。石上の後任で、まだ日が浅いので慣れないところがありますが、よろしくお願いたします。

○浅羽委員長 井上委員、どうもありがとうございました。

それでは、本日は、議事次第のとおり、2から5について御議論いただきます。先ほど事務局より説明がありましたとおり、まず、実施要項(案)、2番を飛ばしまして、3番の事業評価(案)につきましたの審議を最初にさせていただきたいと思います。

議事次第3の事業評価(案)についての御審議を、まず小委員会Bの2件、国土交通省／空港消防等業務、原子力規制委員会／原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務につきました、事務局より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○平井企画官 それでは、東京国際空港他1空港消防等業務の評価について御説明をします。資料の2-1を御覧ください。

この事業は、国土交通省航空局の業務でございまして、東京国際空港(羽田空港)及び新潟空港の2空港が拠点となっております。空港における緊急事態発生時において被害を最小限に抑えるため、国際民間空港機構、ICAOでございすけれども、これの基準に基づいた消防業務及び救急医療業務です。評価は、令和4年の4月からの事業期間で、市場化テストを行うのが第2期目の実施状況を受けての評価です。

結論から申しますと、競争性の確保については、引き続き1者応札が続いておりますので、市場化テストを継続することが適当であるとしております。

まず、確保されるべき質の達成状況でございます。資料は2ページから3ページにかけて記載をしています。消防等業務等において達すべき質及び水準について適切か否かですが、この内容については適切な状況でした。

また、実施経費、これについては資料の4ページの(3)以下に書いてあります。第2期の契約の金額につきましたは、従前の経費、市場化テスト前の30年度の経費とベースを合わせまして比較いたしますと、3.7%の増加ですが、経費の大部分を人件費が占めているため、本業務の勤務地であるところの東京都、それから新潟県における最低賃金の対30年度の上昇率、また、賃金構造基本統計調査の「警備員」の数値を基に試算した年間給与額の対30年度の上昇率と比較いたしましたところ、実施経費の増加率はこれらの賃金の上昇率を下回ることから、一定の効果があったものと評価できます。

続きまして、競争性の面です。最初に申し上げましたが、今期の状況は1者応札の状況でした。選定時に事業者などからは、6ページの上のところの箱の中に記載していますが、要員の訓練期間を長く確保してほしいとの声が寄せられており、第2期の入札時のアンケート調査においても、契約期間内に職員を育成できる仕様内容にできないかとの意見もありました。しかしながら、事業の性格上、履行の開始時、令和4年4月1日を遅らせることができず、十分な対応をすることができなかつたため、第2期の入札の結果は、従前からの事業者による1者応札でして、競争性の面で課題が残る状況となりました。

このため、この事業の評価の結論は、市場化テストは継続しますけれども、国土交通省からは、事業者が要員を育成する期間が必要なこと、東京国際空港（羽田空港）では、令和7年度より化学消防車を順次増加させて消火救難体制の強化を図るためのさらなる要員増が必要なことから、第3期の事業においては事業開始時期を9か月前倒しして、令和6年度（7月頃をめど）に4か年の契約をしたいとの意向が示され、本監理委員会、令和5年10月開催でございましたが、これに報告され、了承されたものです。また、第3期の実施要項の審議につきましては、令和5年12月12日の本監理委員会にて御審議いただき、御了承をされたものです以上の経緯を踏まえまして、次期事業につきましては、令和6年度（7月をめど）から開始される事業において、引き続き市場化テストを実施することとなっております。

続いて、本件に関わる報告がございます。資料2-2を御覧ください。ただいま説明申し上げました事業開始時期を9か月前倒しした第3期の事業についてですが、入札に係る手続が、中ほどの「4. 入札について」に記された日程で行われました。入札公告を再公告を含め2回実施いたしましたが、入札参加者がいない状況となったということです。国土交通省としては、「5. 当面の対応」にあるように、東京国際空港の消防等業務は安全・安心な空港運用に必要不可欠であり、今後については、監理委員会と連携して早急に検討したいとのことです。

なお、国土交通省としては、3回目の入札では、事業者へのアンケート結果を踏まえ、新規事業者が参入しやすくなるよう実施要項を変更したいとしていますが、当該変更には一定の時間を要する事態となっております。そうした事態を受け、契約期間の開始時期が特定できなくなったこともあり、令和6年度の「公共サービス改革基本方針」（別表）では、契約期間を付さず、その内容の詳細については、監理委員会と連携して検討すると変更したいと考えています。本件につきましては、5月24日に開催されました小委員会Bにおいて御審議いただき、評価（案）、市場化テストを継続するということが及び入札結果に係る報告につき御了承いただいているところですが、その際、本入札結果の報告について、複数の委員から、昨今、各業界も人手不足といった声も聞こえてきている中、アンケート等により、事業者の声をよく聴いて、実態を把握し、今後どうするかをじっくりと検討してほしいとの御意見をいただきました。

説明については以上でございます。

続きまして、原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務の評価について御説明をします。資料3を御覧ください。

本事業は、一言で申しますと、原子力規制委員会におけるネットワークシステムの構築業務、運用業務、保守業務から成っております。今回評価を行いますのは、令和3年4月からの事業期間で、市場化テスト1期目です。

評価の概要ですが、本事業については、令和8年中にデジタル庁のGSS（ガバメントソリューションサービス）への移行が予定されており、移行後、本事業は終了となります。そのため、今期事業をもって市場化テストを終了するという方針で進めたいと思っております。

評価の内容ですが、今期、市場化テストの1期目の状況は、資料1ページの中ほどの表で入札の状況として書いていますが、複数応札、2者応札が実現いたしまして、競争性が確保された状況となりました。そして、保証されるべき質の状況、これは資料3の2ページから3ページにかけての記載です。稼働率やヘルプデスクの対応及び障害の発生についても、事業は適正に行われた状況でした。

また、実施経費、これは資料の3ページのところに(3)で記載しています。ベースを合わせた上で従来経費と実施経費とを比較しますと、27.1%増という数字でした。実施機関からの実施状況報告によると、今期事業における職員数、ユーザー数ですが、この増加、今期事業より実施した機能の追加、それから、市場化テスト前が低価格入札であったことが市場化テストの適正な経費削減の評価に大きな影響を与えているという事情もあるという報告を受けていますが、実施経費の削減効果は確認できなかったと評価しています。

以上の整理に基づきまして、これは4ページの(5)の評価のまとめで書いていますが、本事業につきましては競争性は確保されており、事業の質、水準においても適切なものと整理ができますが、実施経費については、市場化テスト前の経費に比べて増加しており、経費削減の効果は確認できませんでした。

最後の(6)の今後の方針ですが、経費の削減効果が確認できず、良好な実施結果を得られたと評価することは困難ですが、本来であれば継続ですけれども、(6)の今後の方針に記載のとおり、また冒頭の概要でも申し上げましたとおり、令和8年中にデジタル庁のGSS（ガバメントソリューションサービス）に移行の予定であり、移行後、事業がなくなりますので、市場化テストは今期をもって終了するという方針で進めたいと思います。

本件につきましては、5月31日に開催された小委員会Bにおいて御審議いただき、評価(案)について御了承いただいたところでございます。

説明については以上でございます。ありがとうございました。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました2つの案件につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いしたいと思います。

辻委員、お願いします。

○辻委員 辻でございます。御説明、どうもありがとうございました。

今回、応札者がいらっしやらなかったということを伺っておりますけれども、従前の受託者も多分恐らく応札なさらなかったのかなと推測しますが、従前の受託者はどのようなコメントを発しているのでしょうか。

○事務局 御質問ありがとうございます。従前の事業者も含めまして国土交通省としましてはアンケート調査を実施し、その結果を踏まえまして今後の対応等を図っていききたいと国土交通省より回答を得ています。

以上です。

○辻委員 分かりました。

それから、念のためなんですけれども、たしか今年のお正月に羽田空港で衝突事故があったと記憶しております。この事故対応も恐らくこの受託者はなされたのかなと推測しますが、その辺り、実際の事故に対する対応に対する評価とかというのは何か行われたのでしょうか。

○事務局 御質問ありがとうございます。本件に関しまして、受託事業者において、1月2日に発生した東京国際空港での飛行機衝突事故に対して、適切に消火活動業務に従事したということでした、その結果、特に事業者側には、業務に関して瑕疵等は発生していないということです。今回、この事業に関しまして、今後何か対応するかという御質問かと思っておりますけれども、その点に関しましては、今回事業に関して国土交通省としては、事業者には瑕疵はなかったということなので、これをもって直ちに強化することはないという認識かと思っております。ただ、今後、先ほどの説明の中にもございましたように、令和7年度から大型化学消防車に関しまして増車を図っていくという計画がありますので、その中で消防・消火業務に関しましても機能強化が図られるものと推察しています。

以上でございます。

○辻委員 よく分かりました。どうもありがとうございました。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

古尾谷委員、お願いします。

○古尾谷委員 今、辻委員からもお話があったのは、1月2日の日航機と海上保安庁の事故がありました。懸念があるんですけれども、こういう羽田空港が、これと新潟空港ということですが、ほかにも国際空港、成田や千歳もあります。こうしたところが単体で空港消防を担うということでも成り立つのか。例えば東京消防庁の管内で、先日もテレビでやっていましたけど、ジャパンホテルの火災の際には、第4条出動ということで、23区内の消防車全部出動しろという指令を出すなり、やはり自治体消防と大規模事故、特に航空機事故は必ず死者が伴う事故でございますので、大規模事故については所属の所在地の自治体消防あるいは近隣の川崎市消防本部との連携が不可欠になってくると思うんです。今回はその中でまとまって、空港の保安、この受託者団体だけでやれたかもしれませんけれども、そうした程度が上がったときの課題とか、あるいはそういう自治体消防との連携

について、項目としてそういう項目は1つもありませんので、それが1つの団体の受託について、官民競争入札は公共サービスの問題なので、その部分について、競争性がないので引き続きやっていきますよということだけでよろしいのか。競争性だけではとても測れないものがある、特に、直接消防署の署長たちに聞きますと、高度な救難訓練を行う人たちというのはかなり、5年なり10年なりの経験則がないと、2年や3年で人が育成されるわけではないと聞いておりますので、訓練センターはしっかりやっておられるとは思いますが、そうした日本の自治体消防との連携をきちっと位置づけながら航空消防も国土交通省において位置づけをしていただくという形を明確にしながらしないと、逆に言うと、受託団体は不安なんじゃないかと思うんです。自分たちの範囲を超えているときに、それをどうやっていくのか。南と北に署があって、配置がされているというお話を聞きますけれども、そういった面も含めて、懸念があるということだけはちょっと、競争性でいいのかなという若干の懸念があるということをお願いしたいと思います。

例えば、事故があり、大規模なときは、当然、国交省であれ、国が動くと思えますけれども、現場の判断のところの中に自治体消防との連携なり何なりがしっかりと位置づけられていて、そこでの連携の中で、ここはこれでできますという判断ならいいんですけども、そのところの重さを受託団体だけに負わせるようなことはないんでしょうねというところはちょっと懸念があるということだけ申し上げたいと思います。

○事務局 先生、御質問ありがとうございました。私どもの説明が至らない点がありました。先生が御指摘の空港消防等業務と自治体消防との連携の点につきまして、国土交通省にこの評価を求めるに当たりまして聴取しており、今回の業務を担う事業者につきましては、説明の中にもありましたが、国際民間航空機関（ICAO）の基準では、空港における航空機事故の発生時から消火活動が行われるまでの時間を3分以内と規定されており、そのICAOの基準を準拠するためには、空港消防を独自に配備する必要があり、羽田空港では現行事業者がその業務を請け負っているという状況です。それを踏まえまして、空港の管理者、羽田空港に関しましては国土交通省ですけれども、国土交通省は自治体と消火救難活動に関する協定等を結んでおり、事故発生の際には自治体消防のほうも出動要請しているということがありまして、今回、東京消防庁にも出動要請がなされているという状況です。その上で、先生御懸念の点につきまして、自治体消防と事業者との連携について、実際に十分な連携が図られているかという点につきましては、国土交通省に委員の御懸念の点については十分に伝えていきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

○古尾谷委員 ありがとうございます。それできちっとやられているということであればよろしいんですけども、この官民競争入札というのは、省庁と私たちの委員会との関係もありますけれども、国民に対して、これこれこういう形で担保がなされているんですよということがしっかりとそれぞれの段階で明示されていくのが当然だと思いますので、自治体消防ともこういう面で連携されていますよというのほどどこかに明示しておいていただ

ければ、国民は、例えばこういうものでも、公表されたものについては基本的には分かる、見えるように、簡単に言えば、みんなしっかり連携してやっているんですねという安心を、安全・安心のもととはそこから来るんだと思いますので、ぜひ国交省によりしくお伝えください。

以上です。

○事務局 先生、御指摘ありがとうございます。国土交通省に、今後、安全・安心な運営になるような体制づくり等していただきたいと、伝えまして、先生の御意見については賜りたいと思います。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、評価（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思います。なお、懸念点等、国土交通省にお伝えいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

このまま事業評価（案）のもう一件について審議をいたしたいと思います。小委Cの1件、環境省／地球温暖化対策ナレッジマネジメント事業委託業務につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○大上参事官 事務局より御説明いたします。資料4を御参照いただければと思います。今御紹介のありました環境省の事業の評価になります。

こちらですけれども、資料4の2ページ目に書いてございますが、今期で事業が終了することに伴いまして、市場化テストを終了すると評価させていただいております。

本事業ですが、1ページ目に事業の概要を書いてございます。簡単ですけれども、御紹介いたします。大きく2つの事業から成っております。職員の業務支援などを内容とするナレッジマネジメント業務高度化支援業務、こちら、資料作成の支援などになります。こちらと、2つ目としまして、「働き方改革」の取組に関する検討・支援などを内容とするカーボンニュートラルな働き方改革実行支援業務、この2つの大きな事業から成り立っております。こちらですけれども、競争性に課題があることから、令和4年度に市場化テストの対象に選定されまして、今期で市場化テスト1期目でございました。

確保される事業の質は全て達成されておきまして、事業の経費につきましても一定の効果がございました。こちら、評価（案）を御参照いただければと思っております。

結果としまして、課題とされました競争性につきましては、1者応札ではございましたけれども、入札説明会には2者参加するなど、市場化テストによる効果は現れていたものと考えられますが、冒頭に申し上げましたとおり、事業終了に伴いまして、今期で市場化テストも終了するとしております。

こちらは、5月22日に開催しました入札監理小委員会Cにおきまして御了解をいただいております。小委員会では、本事業の成果物や蓄積されたノウハウの今後の活用につきましても質疑がございまして、実施機関からは、本事業で策定した運用指針などを省内に

広げていく考えであるといった御回答がありました。

簡単ですけれども、以上御報告いたします。よろしく願いいたします。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました内容につきまして、御意見、御質問等ある委員は御発言をお願いしたいと思います。

辻委員、お願いいたします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

ただいまの説明にもございましたとおり、成果物の内容を省内に広げていただけることで、誠にありがとうございました。もし可能であれば、省内に広げるとともに、恐らく日本中の公務員がその内容を見ると勉強になると思いますので、もし可能であれば、もう少し広げる対象も御検討いただければと思った次第でございます。ありがとうございます。

○大上参事官 辻委員、御意見いただき、ありがとうございます。環境省にも伝えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○浅羽委員長 ほかには御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本評価（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思います。どうもありがとうございます。

続きまして、1つ議事戻りまして、議事次第2の実施要項（案）についての御審議をいただきたいと思います。実施要項（案）につきましては、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。小委員会Bの1件、法務省／電子認証システムに係る運用・保守業務につきまして、主査の関野委員より説明をお願いしたいと思います。

関野委員、どうぞよろしく願いいたします。

○関野委員 それでは、資料1-1と資料1-2に基づきまして御報告いたします。法務省の電子認証システムに係る運用・保守業務ということでございます。

まず、事業概要でございますが、資料1-1に書いてございますけれども、資料1-2の159分の3を御覧ください。3ページ目の真ん中辺りです。項番第2、1番、電子認証システム概要というところでございます。（1）番ですね。商業登記に基づく電子認証制度は、登記所が発行する印鑑証明書及び資格証明書に代えて、取引の相手方の本人性、法人格の存在及び代表権限の存在を電子的に証明するものとして、電子認証登記所の登記官が登記所に印鑑を提出した者または提出することができる者の登記情報に基づき電子証明書を発行して認証する制度であります。この電子認証制度を運用するために構築され、また有効性の確認等を行うためのシステムが電子認証システムでございまして、この現行の電子認証システムは、令和7年度中にリース期間が満了を迎えることとなるため、次期システムへの更改を計画的に推進していく必要があると書いてありますが、今現在推進しているということでございます。これが概要になります。

資料1-1に戻っていただきまして、事業期間としては、令和6年11月から4年5か

月間です。

選定の経緯が下にございますが、今回が市場化テストの1期目でございます。4行ほど行きまして、本事業の選定に当たっては、事業の開始時期、事業内容等の詳細について、次期システム更改のタイミングに合わせて、クラウド化、システム構築を含めた業務の一括化などを含め、監理委員会と連携して検討することとされております。令和4年9月の入札監理小委員会におきまして、運用・保守というものと設計・開発は分離して調達することになり、市場化テストとしては、令和7年度開始予定の運用・保守業務を対象としてやることになりました。

(2)番ですが、開始時期につきまして色々書いてございますが、まず一番最初のときは、法務省から令和6年12月を開始時期でしたが、その後、法務省から、コロナ及び半導体不足の影響によりまして、調達期間を長く取りたいとの申出がありましたので、結局、令和6年8月から、前倒しをしましょうということで、了承されております。それが令和6年2月2日のことでした。2ページ目に参りまして、今般、法務省よりスケジュールについて、また今度、前倒したものを後倒ししたいということで、また変更ということで、令和6年8月の契約開始時期を令和6年11月に戻したいといいますが、遅らせたいということでございます。※印に遅延理由が書いてございますけれども、基本的にデジタル庁と所管変更の意見があったので、その手続のためにスケジュールが遅れたということで、現在、スケジュールが押しているという状況でございます。

3番、競争性の改善の取組ということで、新規参入者の促進対応ということが(1)番に書かれております。まず、開札から契約締結までの期間を20日以上確保するという事です。それから、基本要件及び業務要件の加点項目につきまして、ハード面よりも、創意工夫の余地のある項目の点数を高く設定しました。それから、入札説明会を開催するという事で、9月上旬に開催するという事が書かれております。さらに、法務省ホームページより調達資料のダウンロードが可能ということになっております。

(2)番ですが、新規参入の促進ということで、従来はシステムベンダーのみの入札であったところ、認証局運用知識がある認証局ベンダーが提供するサービス、マネージドPKIといいますが、つまり、認証局ベンダーも契約に参加できることといたしました。それから、下のポツでございますが、設計・開発の仕様におきまして、認証局機能の標準仕様から外れていた部分でありますOCSPレスポンスの過去認証機能を不要としたということが書いてますが、これは159分の119ページに記載がありますので、御覧ください。119ページの下の方、4番のところですが、黄色で書かれていると思いますが、商業登記電子証明書の有効性確認には、従来どおりのOCSP、オンラインに加えましてCRL、リストを提供しますと。また、現在提供しているOCSP取得時の時間指定の機能は不要とすると。過去に遡って有効性を確認する場合には、CRL、リストにしましょうと書いてまして、オンラインじゃなくてもいいですよということで、認証局ベンダーが参加しやすいようになっているという説明でございます。それから、また資料1-1に戻っ

ていただきまして、3ページ目でございます。設計・開発業者から、プログラム仕様書、ソースコード、移行設計書等を提供させることといたしております。

4番、実施要項（案）の審議結果でございます。これはいろいろ書いてございますが、最終的には対応は全て同じ対応をしていただいております。

まず（1）番、本調達における調達範囲、受託者の役割、担うべき機能、業務内容、発注者の役割、機器の手配を明記すべきだということで、実施要項（案）の2-2といたしますか、159分の3の一番下に2番ということで、電子認証システムの運用・保守業務の目的及び形態等ということで、159分の4ページ、約1ページを全部追加していただいております。明確にやるべきことを書いてもらったということになります。

それから、（2）番、マネージドサービスについてです。「マネージドサービス」という言葉がインフラの提供、保守・運用といった業務をサービスとして提供するものに対して、「マネージドPKI業務」という言葉がありまして、そちらは一般的にインフラと認証局の機能を併せて提供するので、別途調達をしている「電子認証システムの提供」というものを含むと理解されるのではないかとということで、この表現を削除していただいたことですが、具体的には、159分の4ページの上、（2）に本業務の形態等と書いてまして、本業務は以下のいずれかの形態によって履行されることを見込んでいる。アと書いてありまして、機器賃貸借及び業務請負契約、これはシステムベンダーのことを言っております。イでマネージドサービス契約と書いてあります。これは認証局ベンダーのことですが、このマネージドサービス契約の文字の中に、（1）に記載のとおり機器及びソフトウェア並びに「認証局システム」の構築及び運用業務をサービスとして提供する形態ということで、括弧の中に、いわゆるマネージドPKI業務という括弧書きが書いてあったので、これがあると誤解を生むだろうということで、これを削除したということでございます。それから、同じようなことを、また論点として、マネージドサービスについて、サービスの要件、応札者の責任範囲を明確にすべきだろうということで、前回だと、この2ページ目がなかったものですから、このサービスの要件に係る要件項目を総合評価基準案の中に明記してもらいました。それから、マネージドサービスにあっても、当方の設けるサービスレベルの評価項目によって要求されるサービスレベルを満たす必要がある旨、実施要項案に明記しましたということです。159分の4ページ目の（3）のイのところにその要件を記載していただきました。

それから、（3）番、機器賃貸借及び請負、いわゆるシステムベンダーの契約とマネージドサービス契約（B）、4ページでいいますとアとイということになるんですけども、その運用要件、役割及びサービスレベルを明確化すべきということで、このサービスレベルとはどの程度だということにつきまして明確に記載していただいたということになります。つまり、システムベンダーは分かっていると思いますけど、認証局ベンダーは新しく参加することになるので、彼らが分かりやすくといいますか、誤解のないように書いていただいたということになります。

それから、(4)番、非機能要件の審査の明確化ということです。論点ですが、マネージドサービス事業者について体制、運用状態、セキュリティーとか安全性などの非機能要件をいつ、誰が、どのように評価するのかということが話題になりまして、最後のページ、4ページになりますが、対応のところ、要求される非機能要件は、実施要項案第2の「2 本事業の概要」と書いてありますが、これは3でございます。3の本事業の概要及び3の確保されるべき対象業務の質、これは4番でございます。なぜかという、先ほど申し上げましたとおり、2番を追加したので、番号がそれぞれ1つずつ後ろに下がったということになります。それから、最後のところです。契約の履行段階に当たっては、法務省及びデジタル庁が当該要件のとおり履行されるよう監督することを追記したということで、これは1項設けていただいて、追加しております。何を心配したのかと申しますと、複数応札を目指すために、マネージドサービスといいますか、認証局ベンダーを入れたんですけど、認証局ベンダーというのは新興企業が多いので、どこまで信頼性を担保できるかということです。自分たちが、できますから応募しましたと言うので、それでよいのだろうか。業務内容が業務内容なので、その信頼性の担保をどのようにするかというところの議論がありまして、最終的には法務省とデジタル庁が監督しますということを書いたということでございます。

最後に、5番目、意見招請の対応でございまして、現在、意見招請を実施中で、7月3日までやっておりますので、意見締切り後、結果については法務省において早急に取りまとめを行うこととなっております。今後の対応につきましては、この後、事務局から御説明があらうかと思っております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

事務局から補足の説明をいただけるということで、よろしく願いいたします。

○平井企画官 それでは、事務局より3点ほど補足をいたします。

まず1点目は、ただいまの資料1-1の4ページの箇所の事項番号の訂正です。関野主査にも御修正を言及いただいておりますが、資料1-1の4ページの4の実施要項(案)の審議結果についての(4)、非機能要件の審査の明確化の対応のところに記載されております、実施要項案の第2の「2 本業務の概要」というのは「3 本業務の概要」、それから、「3 確保されるべき対象業務の質」と書かれておりますのは「4 確保されるべき対象業務の質」の間違いでした。訂正して、おわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

続きまして、本件スケジュール変更による影響でございます。法務省によりまして、意見招請以降のスケジュールに3か月程度の遅延が生じましても、電子認証システムのサーバー等に使用されるOSのサポート期間を延長する調整を実施したことにより、本調達に係るスケジュールを3か月後ろ倒しにすることが可能となり、当初予定していた工期が確保されることになるため、新規業者にとっての参入リスクを生じさせることにはならない

ものと法務省では考えているということです。

最後に、ただいま関野主査より御説明がありましたとおり、本件の意見招請につきましては、法務省において現在実施中でございます。意見の締切り後、法務省で意見招請の結果及びその対応につきまして取りまとめがなされましたら、事務局より小委員会Bの委員への御報告を申し上げ、御了承をいただきたいと考えております。

事務局からの補足は以上でございます。

○浅羽委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました内容につきまして、御意見、御質問等ございます委員は御発言をお願いいたします。

御意見等、よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)につきまして、関野主査及び事務局より、パブコメ、意見招請についての話がございました。本件につきましては、意見招請で出された意見への対応などにつきまして、事務局から小委Bに報告し、了承となりましたら、本件の議了については、私に御一任いただきたいということで手続を進めさせていただきたいと考えております。委員の先生方、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、議事次第の4の報告についての御審議をいただきたいと思います。小委Bの1件、文部科学省／大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の計算機等の運用管理支援及び監視業務、小委員会Cの1件、国土交通省／建設工事統計調査業務につきまして、事務局より御説明をお願いいたしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○大上参事官 報告案件2件につきまして、事務局より御説明いたします。

まず資料5、御参照いただければと思います。高エネルギー加速器研究機構の計算機器等の運用管理支援及び監視業務でございます。こちらですけれども、2度目の実施時期の変更につきまして御報告をさせていただきたいと思います。本件ですけれども、高エネルギー加速器研究機構の計算機システム、ネットワークシステム及び関連施設等の運用管理支援、利用者支援補助、監視業務を行う業務になっております。令和4年度に市場化テストの対象事業に選定されまして、当初は令和6年4月から実施する予定でしたけれども、物価高騰などの影響によりまして、資材調達の見通しが立たず、昨年度、令和5年度に監理委員会の御了解をいただき、事業開始時期を1年延期いたしまして、令和7年4月開始としておりました。令和5年度に本業務の仕様に大きく関わる計算機システムとネットワークシステムの調達を実施しましたところ、ネットワークシステムにつきましては、不落となりまして、落札者を決定できなかったところでございます。機構におきましてネット

ワークシステムの調達につきまして検討したところ、再入札に要する時間や経済性を考慮しまして、現行のネットワークシステムを1年間再リースし、新規のネットワークシステムの調達を1年後ろ倒しすることの報告がございました。当事務の仕様を確定させるには、計算機システムと今御説明しましたネットワークシステムの機器を特定する必要がありますため、今般の状況を踏まえまして、市場化テストの開始時期を再度1年延期いたしまして、令和8年4月開始に変更するものでございます。本件につきましては、5月31日に実施しました入札監理小委員会Bにおきまして御了解いただいているところでございます。

資料5の御報告は以上になります。

引き続き、資料6、御参照いただければと思います。国土交通省の建設工事統計調査調査業務でございます。こちらの調査は、建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的として行われているもので、統計法に基づく基幹統計でございます。別添を御参照いただければと思いますけど、大きく2つの調査で構成されておりまして、毎月行っている建設工事受注動態統計調査と、建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事等を毎年把握する建設工事施工統計調査の2つで構成されているものです。こちらの調査ですけれども、令和5年度に市場化テストの対象事業に選定されまして、当初は令和7年4月から実施する予定でございました。他方で、本件は、国土交通省における統計改革プランを踏まえまして、調査方法の見直しを行っているところでございます。具体的には、従来の紙媒体による調査をオンラインによって行うべく、そのためのシステムの開発・構築を行っているところと聞いております。この2つの調査のうち、建設工事受注動態統計調査につきましては、令和6年度のシステムの稼働を予定しているところと聞いておりますけれども、2つ目の建設工事施工統計調査につきましては、前者の受注動態調査の状況を見まして開発・構築するというところでございます。また、オンライン調査の導入に当たりましては、システム機能の検証に加えまして、オンライン調査の回答状況を踏まえて、統計の精度を維持するための検証を行う必要もありまして、これらには一定の時間がかかることから、今般、市場化テストの実施時期を延長したいと実施機関から申出があったものでございます。今後ですけれども、オンライン調査に向けた作業の進捗状況などを把握するとともに、事業の実施時期について国土交通省と調整し、決まり次第、委員会に御報告したいと考えております。本件につきましては、5月22日に開催しました入札監理小委員会Cにおきまして御了解いただいているところでございます。

事務局からの報告は以上になります。よろしくお願いたします。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見や御質問等ございませんでしょうか。

○小尾委員 小尾ですけれども、よろしいでしょうか。

○浅羽委員長 小尾委員、どうぞ、よろしくお願いたします。

○小尾委員 資料6の御説明ですが、延長するということですが、その間は契約延長をして、現行の業者がこれに対応、当たるということによろしいのでしょうか。

○大上参事官 御質問ありがとうございます。御認識のとおりでございます。

○小尾委員 分かりました。施工統計調査のほうが目処がつくまではずっと延長でいきたいと、そういう希望だということでしょうか。

○大上参事官 御質問ありがとうございます。実施機関としても、いつまでもというつもりは恐らくなくて、早めにということで検討は鋭意進めていると聞いておりますが、実際、その目処がつくまでは現行の形態でというふうに聞いております。

○小尾委員 分かりました。どのぐらい時間がかかるのかというのが見通しが立っていないということであれば、調整しながら進めていただければと思いますので、よろしく願います。

○大上参事官 はい。御指摘ありがとうございます。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○前田委員 すみません。

○浅羽委員長 前田委員、お願いいたします。

○前田委員 今の件ですけど、今は、この調査というのは国土交通省が自らやっているということなんじゃないんですか。業者に今頼んでいるというふうには読めなかったんですけど、それを民間委託にするという話ではないんですか。

○大上参事官 一部民間委託をしているというふうに聞いております。

○前田委員 しているんですか。

○大上参事官 はい。説明不足で申し訳ございません。

○前田委員 昔、統計委員会の委員をやっていたので、あんまり民間に委託しているということはなかったように思ったものですから、一応、念のために質問しただけです。ありがとうございます。

○大上参事官 ありがとうございます。一部しているということです。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。それでは、よろしいでしょうか。

ただいま御報告いただきました小委B及び小委Cの報告につきまして、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思っております。ただし、Cにつきましては、先方に、いつまでもだらだらというようなことでは当然ないということ、そこはきちんと事務局としてもグリップを利かせてやっていただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

それでは、議事次第5の「公共サービス改革基本方針(案)」についての御審議をお願いしたいと思います。

本件につきましては、去る4月の監理委員会で御議論いただいた内容を踏まえ、総務大臣が当委員会に付議したものでございます。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○大上参事官 それでは、資料7を御参照いただければと思います。今、委員長からも御紹介いただきましたけれども、こちら、公共サービス改革基本方針につきましては、4月に本委員会で本文を中心に御審議いただきまして、その後、行政機関等と協議を行い、閣議に諮る案を本日お示ししているものでございます。本文につきましては4月に一度御審議いただいておりますため、本日は別表中心に御説明させていただきたいと思っております。

別表につきましては、これも4月に本委員会で御報告いたしましたけれども、新たに8つの事業を追加するとともに、先ほど御了解いただきました3つの事業につきまして、実施時期を変更する案になっております。また、昨年度からの事業評価の結果を反映するとともに、事業終了に伴いまして市場化テストを終了する事業につきましても、契約期間が終了した事業につきましては別表から削除しております。

それでは、新たに追加した8つの事業の記載につきまして簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

資料7のまず13ページを御参照いただければと思います。13ページの右側、6の総務省の独法等の業務のイでございますけれども、こちらにNICTの未来ICT研究所設備管理業務を掲載しております。こちらは令和7年7月を目途に入札公告の予定でございます。

2件目としまして、19ページ、お開きいただければと思います。こちらの左側の一番下のキに理化学研究所の和光地区宿舍管理業務を掲載しております。こちらは令和6年10月を目途に入札公告の予定ですので、遠からず実施要項の審議をお願いする予定でございます。

3件目ですけれども、20ページ、御覧いただければと思います。こちら、左側の一番下の(6)に文部科学省の日本語学習サイト充実のための調査研究業務を掲載しております。こちら、令和7年1月に入札公告を予定しております。

引き続きですが、22ページの左側の(7)、一番下に厚生労働省の労働条件ポータルサイトの設置・運営を掲載しております。こちら令和7年1月に入札公告を予定しております。

引き続きですけれども、25ページ、こちらの右側の一番下のウに岩見沢河川事務所等の図面作成業務を掲載しております。こちらは令和6年12月に入札公告を予定しております。

引き続きですけれども、26ページ、お開きいただければと思います。こちら、左側のアとイです。こちらの2件、いずれも水資源機構の業務になってございます。こちらにも新たに掲載しております、いずれも令和7年12月に入札公告の予定でございます。

最後に、27ページ、左側のオ、こちらに港湾情報処理システムの機能提供業務を掲載しております。こちら、令和6年12月に入札公告を予定しております。

新たに追加しました8つの事業につきましては、以上掲載しております。基本方針の見直しにつきましては、本日委員会で御了解いただけましたら、今後、閣議決定に向けて手

続を進めてまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問等ある委員は御発言をお願いしたいと思います。

石田委員、お願いいたします。

○石田委員 今御説明いただいた点、それから、この公共サービス改革基本方針（案）については全く異論はありません。賛成です。ただ、1つ、運用面でお願いがあります。今お話しさせていただいてよろしいでしょうか。

○浅羽委員長 はい、お願いします。

○石田委員 先に「3年間の監理委員会の活動を振り返って」にも書きましたが、市場化テスト対象事業について審議をしている中で、そもそも事業の目的を果たすために今のやり方がベストなのかとか、もっと抜本的な見直しが必要なのではないかと疑問に思うものが年に数件ありました。しかし、そのことを意見として反映することができず、非常に残念に思っておりました。そのため、監理委員会が長時間費やした検討、議論の中で得た知見や疑義等を関係各省と情報共有や連携を行うことが必要なのではないかと強く感じています。例えば評価結果で「市場化テストを終了する」という文言の後に、「ただし、これこれの理由で本事業については抜本的な見直しが必要であるとの意見が委員からあったことを付記する」等、追記することを検討していただきたい。今回のこの基本方針にも掲げている公共サービスに関する不断の見直しに沿う運用だと思えます。せっかく長い時間をかけて審議して、「これはちょっとおかしい」と思っても、そのことを伝えることができずに、市場化テストを終了することを非常に悲しく思っています。ぜひ御検討いただきたいということで発言させていただきました。

以上です。

○大上参事官 事務局でございます。

御意見ありがとうございました。今いただきました御意見、運用面の御意見ということで賜りました。検討させていただきたいと思えます。貴重な御意見、ありがとうございました。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

古尾谷委員、お願いします。

○古尾谷委員 ありがとうございます。基本的には方針（案）に賛成いたしますけれども、3ページと7ページに、地方公共団体が実施する法に基づく入札についての記述があります。私も市町村や都道府県に何度かお聞きする機会があって、副知事以下事務当局の方々は公共サービス改革法というのをほとんど認識していない。国の法律だというだけなんです。これに基づく入札というのを、7ページには、インターネット活用などによって、方針の策定状況などはこれから広く公表していきますよということが書かれておりますの

で、直接指示なり命令することは自治の観点からできないとは思いますが、ぜひ公共サービス改革法の趣旨を踏まえた行政改革並びに効率化の観点を自治体に、事務局にはもっと強く書くべきじゃないかということの前に申し上げたこともありますけれども、自治体の側にいる者として、もっとそこら辺は背中を押してもらいたいなという意識があります。

それと同時に、この間の自治体行革が、財政危機に基づく人員削減と効率化の視点があまりにも強調されていて、市民や国民に対してどういうふうに戻元されていくのか、そういう視点がなかなか出にくい行革だった20年なのかなという思いが強くありまして、そういう面では、官民競争入札の競争というのも今曲がり角に来ていると思いますので、競争ではなかなか成り立たない。あるいは、費用削減についても、最近ほとんどの入札は10%近くまで上がっている。ベンダーさんの20%30%増ははっきり言って論外ですけど、足元見られているなと思いますけれども、費用削減にあまり資さなくなっている、今の物価上昇の基調の中、そういう中では、やはりしっかりと、こうした形でこういう結果が出るんですよということを言っていないと、法の趣旨がなかなか実現できなくなってきてしまうのではないかと懸念を持っておりますので、自治体側のほうとしては、市町村においては、特に小規模の団体については、事業者そのものが少ないということから、随契あるいは災害対策事業などは国以上に不落や入札が流れるという事態が東北でも生じておりますので、そうした中で、幅広い民間の事業者の参画を得ていくという視点では何ができるのか、私たち自身も悩みながらやっておりますけれども、民間へのかなり開放というような視点も踏まえて、やるべきことはしっかりやったださいよと背中を押していただきたいなという、これは情けない話になってしまいますけど、自治体側の雰囲気としてはそういうところが出てきているという感じです。よろしく願いいたします。

○大上参事官 貴重な御意見、ありがとうございました。企画小委員会でも古尾谷主査からはいろいろ御指導いただいていたところで、貴重な御意見だと思っております。先ほどお話もありましたけれども、法が施行されてもう20年近くたっております、社会の状況も大きく変わっているということは我々もひしひしと感じているところでございます。今御指摘あった競争、競うという競争から、共に創るという共創という観点が重要ということ、個人的にも本当にそういう時代になってきているということは感じておりますので、今後、委員会として、特に今御指摘あった地方公共団体の支援ですね。何に、どのような形で後押しができるのかということも含めて、また委員の方々からお力添えをいただきつつ、検討してまいりたいと思います。貴重な御意見、ありがとうございました。

○浅羽委員長 ほかに御意見等ございますか。

それでは、公共サービス改革法第7条第6項の規定により付議されました公共サービス改革基本方針（案）につきましては、監理委員会として異議なしといたします。御審議いただき、どうもありがとうございます。

ここで、事務局から発言がございましたので、お願いいたします。

○後藤事務局長 事務局でございます。

本日、公共サービス改革基本方針につきまして、4月を含めて2度にわたりまして御審議いただきまして、誠にありがとうございます。今後、6月下旬の閣議決定を目指しまして手続を進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○浅羽委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。これで、本日の監理委員会を閉会いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —